

古賀市地域公共交通計画調査業務委託 公募型プロポーザル審査基準

企画提案書、見積書等の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者（以下「最優秀者」という。）の選考を行う。

1 審査について

(1) 資格審査

実施要領に示す参加資格の要件等を満たしていることを確認する。

※要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) プレゼンテーション審査

各委員の合計点数を平均し、点数の大きい順番で順位をつける。

なお、最高得点が複数ある場合は、ランクA（B）の項目が多い者を最優秀者として選考する。

ただし、合計点数の平均が100点に満たない場合、最優秀者として選考しない。

また、ランクFの項目が1つ以上ある場合は、合計点数の平均が高くとも、選考しない場合がある。

2 採点方法

審査項目の(1)～(6)について、審査基準ごとにランク付けを行い、配点に対する係数を乗じて採点する。

ランク	審査区分	係数
A	特に優れた提案となっている/特に優れている	1.00
B	AとCの間	0.80
C	一定の優れた提案となっている/優れている	0.60
D	CとEの間	0.40
E	仕様書の内容は満たしているが、優れている点が認められない	0.20
F	仕様書の内容を満たしていない/提案がなされていない	0.00

3 審査項目等

審査項目	審査基準	配点
(1)業務の基本方針	本業務の目的及び内容を理解し、積極的な業務提案がなされているか。	10点
(2)提案内容	「仕様書」の目的・内容等を反映した、本業務にとって有効で実現性の高い提案内容であるか。	30点
	業務に必要なデータ等の収集方法や利活用の考え方の整理がなされているか。	30点
	本市及び市の公共交通の現状と課題をふまえた、持続可能な公共交通網の形成につながる提案になっているか。	30点
(3)業務実施計画	事業の全体のスケジュールが具体的かつ的確に示されているか。	10点
(4)実施体制	業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制が整っているか。	10点
(5)業務実績	本業務に類似する業務実績や専門的な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	10点
(6)価格評価	企画提案と見積書の内容は整合性がとれているか	10点
	(全参加者の最低価格／当該参加者の提案価格)×配点	10点
合 計		150点